

五泉市農業委員会

令和5年 第4回 定例総会議事録

会議開催 令和5年4月28日(金) 午後2時00分
場 所 五泉市役所 5階 全員協議会室

出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

15番 阿部 伸由

関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

議案第 4 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等(案)について

8. 報告事項

報告第 1 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表(案)について

報告第 2 号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和 5 年第 4 回定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 5 年 第 4 回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、18 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

なお、15 番 阿部伸由 委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 8 番 林毅 委員、9 番 権平孝男 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

調査班の班 14 番 羽賀隆 委員から報告してもらいます。

調査班長（羽賀隆 委員）

はい議長。議席番号 1 番、現地調査班 羽賀です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 4 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 30 分から私ほか、川村 委員、皆川 推進委員、宇田 推進委員、事務局

の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区において下条、南本町、石倉、笹堀、小搦、大蔵、等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
説明の前に、本日机上配布しましたA4の資料「農地法の下限面積要件の撤廃について」をご覧ください。

農地法におきまして、農地を所有または借りることができる者の条件がいくつか定められております。

そのなかに、最低50アール以上の農地を耕作すること、いわゆる「下限面積」が定められておりました。

このたび、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律とありますが、この「等」のなかに農地法も含まれておまして、今回の改正により、4月1日からその下限面積が撤廃されました。これは、新規就農を促進するための変更とされています。

これにより、例えば新たに農地を買ったり借りたりする場合は、合計で50アール以上とならなければそれができなかつたわけですが、これからは、50アール未満であっても可能となるものです。

参考に、4ページの審査表をご覧ください。すでに改正後の審査表となっておりますが、表の下段、検討事項の第2項第4号と第5号の間に下限面積の項目がありましたが、なくなっております。ただし、それ以外の項目はそのまま継続します。

例えば第2項第1号の「全部効率利用」では、農地の営農計画や機械の所有状況、農業経験などを確認することとなっておりますので、今後も下限面積以外の要件に照らして、審査していくこととなります。

それでは、議案の説明に戻ります。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数2件で、売買が1件、贈与が1件となります。個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を

中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号 1 番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、面積 694 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

4 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 2 番は、贈与の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田 3 筆、合計面積 2,463 m²をこれまで耕作をお願いしていた方へ贈与するものです。

5 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（羽賀隆 委員）

はい議長。説明いたします。番号 1 番は下条地内地内の田、番号 2 番は笹堀地内の田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 　　無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

10 ページの議案番号 6 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係 委員 退室）

議 長 　　それでは、農地法第 5 条の規定による許可申請の議案番号 6 番について、事務局よ

り説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

10 ページをご覧ください。番号 6 番は大蔵地内の田 4 筆、合計面積 6,461 m²を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

31 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア- (イ) -c」であります。申請地は、大蔵地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (羽賀隆 委員)

はい議長。説明いたします。番号 6 番は大蔵地内の田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の議案番号 6 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の議案番号 6 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、農地法第 5 条の規定による許可申請の議案番号 6 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、先ほどご審議いただいたものを含めて総数3件で、売買が1件、賃貸借が2件であります。

9ページをご覧ください。番号1番は南本町1丁目地内の登記地目田4筆、合計面積2,577㎡を宅地分譲とする永久転用案件で、売買となります。

16ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。申請地は、南本町1丁目地内の都市計画用途地域内のため、第3種農地と判定されます。第3種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

9ページに戻っていただき、番号2番から番号5番はひとつの案件であります。笹堀地内の田5筆、合計面積4,933㎡を砂利採取に伴う搬出入路とする一時転用案件で、賃貸借となります。

23ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、笹堀地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (羽賀隆 委員)

はい議長。説明いたします。番号1番は南本町1丁目地内の畑、番号2番から番号5番は笹堀地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男 委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

権平孝男 委員

9番、権平です。議案書9ページの番号1番の譲渡人の住所ですが、16ページの審査表と異なります。どちらが正しいのでしょうか。

阿部係長 はい、権平委員のご質問にお答えします。大変申し訳ございません、審査表の譲渡人の住所でございます。番地までは申し上げませんが、記載上は川瀬となっておりますが、申請書および議案書に記載の本町1丁目の住所が正解でございます。お詫びして訂正いたします。

議 長 ほかにございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号6番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号6番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」の、開会前に取り下げの報告がありました、議案番号4番を除く案件についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

35ページをご覧ください。今月は5件の申し出がありました。

番号4番を除く、番号1番から6番の内容については、令和5年4月17日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番から3番は、売買の案件です。

番号1番は、合計面積5,906㎡。番号2番は、合計面積1,583㎡。番号3番は、面積2,958㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

番号5番、6番は、交換の案件です。

番号5番は、合計面積6,176㎡。番号6番は、合計面積3,063㎡。それぞれを交換し、所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」の議案番号 4 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の議案番号 4 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

66 ページの議案番号 22 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 「通常案件」の議案番号 22 番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

66 ページをご覧ください。

番号 22 番は利用権設定の再設定案件です。

番号 22 番は合計面積 1,316 ㎡。これらを議案書記載の依数で貸し借りするものです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 22 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 22 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の議案番号 22 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

先程、ご審議いただいたものを含め、今月の通常案件は 42 件、その内、賃貸借の新規は 7 件、再設定は 35 件の申し出がございました。

41 ページからをご覧ください。

番号 1 番から 7 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 19,062 m²。番号 2 番は、合計面積 17,281 m²。番号 3 番は、合計面積 19,680 m²。番号 4 番は、合計面積 1,905 m²。番号 5 番は、合計面積 2,148 m²。番号 6 番は、合計面積 5,009 m²。番号 7 番は、面積 1,031 m²。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、53 ページをご覧ください。

番号 22 番を除く番号 8 番から 42 番つきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

小泉和吉 委員 はい。

議 長 はい、どうぞ。

小泉和吉 委員

11番、小泉です。番号4番の契約内容について、極端に高いと思うんですが、この理由を教えてください。

議 長 事務局。

松村主査 お答えいたします。番号4番については親戚同士の間柄であり、話し合いで決まったものです。よろしくお願ひいたします。

小泉和吉 委員

分かりました。ただ農業委員会としてはこれを認める訳ですか。個人と個人の話ですから。

議 長 事務局。

松村主査 はい、この案件についても議決をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号22番、を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号22番、を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

渡辺次長 はい、議長。

議 長 渡辺次長。

渡辺次長 はい、それでは、私の方からご説明いたします。

97ページの「令和5年度の最適化活動の目標の設定等（案）」をご覧ください。

「Ⅰ 農業委員会の状況（令和5年4月1日現在）」「1 農業委員会の現在の体制」はご覧のとおりで、農業委員が19名、農地利用最適化推進委員が29名となっております。

「2 農家・農地等の概要」ですが、農家数と農業者数については直近の2020年農業センサスの数値で変更ありません。認定農業者の経営体数は392で昨年より5の増、基本構想水準達成者が18で昨年より2の減、認定新規就農者は6で、昨年と同数でした。農業参入法人は、サンファーム泉の1経営体であります。

1枚めくっていただき、「Ⅱ 最適化活動の目標」「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」の、「①現状及び課題」ですが、管内の農地面積5,090haに対し、これまでの集積面積が2,982.00ha、集積率は58.59%となっております。

「②目標」ですが、3月総会で承認いただいた最適化指針により、農地の集積の目標年度が令和8年度、集積率80%、集積面積は4,080haを目標とし5年間での達成を目指します。単年度当たりの新規集積面積が222ha、今年度末の集積面積累計が3,204.00ha、集積率62.95%が目標となります。

「(2) 遊休農地の解消」の「①現状及び課題」ですが、草刈り等により直ちに耕作することが可能となるいわゆる緑区分の遊休農地面積は0.37haとなっております。

こちら、令和8年度末までに「ゼロ」を目指し、引き続き遊休農地率1%以下を維持することを目標としています。

次のページ、「(3) 新規参入の促進」の「①現状及び課題」ですが、令和2年度に2経営体、令和3年度は0経営体、令和4年度は1経営体の新規参入がありました。

「②目標」ですが、令和2年度から令和4年度までの3年間平均で384.44haなので、その1割の38.44haの権利移動面積を目指します。

「2 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、前年実績を上回る日数を目標設定することになりますので、月10日の最適化活動を目標日数としております。

「(2) 活動強化月間の設定目標」や「(3) 新規参入相談会への参加目標」は前年度と同様となっております。

4月総会で承認された後は、市のホームページを使って公表を行い、国に報告することになりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「議第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程8「報告事項」に入ります。

「報告第1号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」事務局より説明をお願いします。

渡辺次長 はい、議長。

議長 渡辺次長。

渡辺次長 はい、それでは私の方から、ご説明いたします。

103ページの「令和4年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」をご覧ください。

「Ⅰ 農業委員会の状況（令和5年4月1日現在）」「1 農業の概要」ですが、総農家数などは農林業センサスなどの統計数字ですので、変更になった部分を中心にご説明いたします。認定農業者の経営数は392、基本構想水準到達者が18、認定新規就農者が6、農業参入法人は1経営体でした。

めくって次の「Ⅱ 最適化活動の実施状況」、「1 最適化活動の成果目標」「(1) 農地の集積」「①現状及び課題」ですが、管内の農地面積5,100.00haに対してこれまでの集積面積が2,970.45ha、集積率58.24%となっております。

「②目標」ですが、令和8年度までに集積率80%を目指し、令和4年度末までに3,192.45ha、集積率62.6%の目標に対し、新規集積面積が11.55ha、集積面積の累計が2,982ha、集積率は58.59%、目標に対する達成状況は93.59%となりました。

「(2) 遊休農地の発生防止・解消」の「①現状及び課題」「②目標」「③実績」ですが、草刈り等により直ちに耕作することが可能となるいわゆる緑区分の遊休農地面積が0.37ha、令和4年度中に解消することはできませんでしたが、令和8年度までに遊休農地解消を目指します。

次のページ中段「④その他」ですが、農地の利用状況調査については、農業委員・推進委員全員48人で8月2日に市内一斉の調査を実施し、10月までに調査結果を取りまとめました。

農地の利用意向調査を9～10月に実施し、42筆2.28haのうち38筆1.91haの遊休農地が解消されましたが、4筆0.37haの遊休農地が令和5年度に繰り越されることになりました。

次に、「(3) 新規参入の促進」の「①現状及び課題」で、令和2年度は2経営体で1.4ha、令和3年度は0経営体、令和4年度は1経営体で0.6haの新規参入がありました。令和5年度の新規参入への権利移動面積は、3か年平均の1割38.44haを目指します。

めくって、「2 最適化活動の活動目標」「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数」は、農業委員、農地利用最適化推進委員全員が月7日の最適化活動を目標にしましたが、月平均9.99日の実績で目標を上回ることができました。

「(2) 活動強化月間の設定」で「②実績」ですが、9～11 月を農地パトロールの強化月間とし、月 12 日の活動により、遊休農地の発生防止と解消が行われました。

次のページ、「(3) 新規参入相談会への参加」の「②実績」では、10 月 31 日に開催された「新規就農チャレンジフェア」に、農業経営後継者対策委員会の委員 2 名が参加しました。

ページをめくって、最後のページ「Ⅲ 事務の実施状況」ですが、「1 総会、部会の開催実績」ですが、令和 4 年度は 4 月の臨時会を含め計 13 回の総会が開催されました。

「2 農地法第 3 条に基づく許可事務」から「4 違反転用への対応」までは記載のとおりとなっておりますのでお読み取りください。

以上の内容を市のホームページで公表を行い、国に報告することになりますので、よろしく申し上げます。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無いようでしたら、続きまして、
「報告第 2 号 令和 4 年度農地移動結果について」、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長報告いたします。
111 ページからをご覧ください。
昨年度の農地移動について、法令ごとに集計しました。内容について報告いたします。

112 ページをご覧ください。まず、農地法第 3 条の移動件数ですが、上段に月別の件数を計上しました。年間移動件数は 52 件、面積が 139,515.00 m²でございます。移動内容については下段をご覧ください。

続きまして、113 ページをご覧ください。農地法第 4 条の移動件数ですが、年間移動件数は 4 件、面積が 2,077 m²でございます。移動内容については下段をご覧ください。「その他」の内容につきましては、太陽光発電となっております。

続きまして、114 ページをご覧ください。農地法第 5 条の移動件数ですが、年間移動件数は 73 件、面積が 101,561.08 m²でございます。移動内容については下段をご覧ください。「一時転用」の内容につきましては、砂利採取、砂利採取に伴う搬出入路等となっております。

続きまして、115 ページをご覧ください。次に基盤強化促進法による農地移動ですが、申請内容別、並びに月別件数について表にまとめてあります。

上段より、売買、交換による所有権移転、次に初めて貸し借りをを行う、利用権設定の新規、次に貸し借りの再契約を行う利用権設定の再設定、次に新規並びに再設定件数を合計した利用権設定件数。次に中間管理機構を用いた利用権設定件数を再掲しました。

下段は、耕作者の変更などに伴う、合意解約件数を標記しております。年間移動件数と面積については、所有権移転が 51 件、面積 132,955.61 m²。利用権設定が 638 件、面積 3,481,570.40 m²。内、農地中間管理事業案件が 181 件、面積 761,111.45 m²でございます。

また、116 ページは基盤法の移動内容の内、担い手への集積分について集計してあります。移動内容については表記のとおりでございます。

以上、令和 4 年度 農地移動結果について報告いたします。

議 長 ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもちまして、令和 5 年第 4 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 45 分 閉会)